

1枚目に収まらない場合は、コピーして2枚目を作成してください。

別紙

対象施設内訳 (1枚目)

	① 宿泊施設の名称	③ 宿泊定員 (人)	④ 宿泊定員×2,000 (円)	⑤ 営業許可の 種別
	② 所在地			
1	北谷ホテル	50	100,000	旅館等・民泊
	北谷町字桑江 226 番地			
2	民宿ちやたん	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2			
3	民宿ちやたん 2	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 3			
4				旅館等・民泊
5	沖縄県から許可を得た、または沖縄県に届け出た際の「①宿泊施設の名称②所在地 ③宿泊定員④宿泊定員に 2,000 円を乗じた額⑤営業許可の種別」を記入する。			等・民泊
6	支援給付金の額には、 <b>下限額 (注意事項 2)</b> がありますので、次のページも参考にご覧 ください。			旅館等・民泊
7	北谷町			旅館等・民泊
8	北谷町			旅館等・民泊
合計		58	116,000	
支援給付金の額 (千円未満切り捨て)			116,000	

**注意事項**

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1 宿泊施設につき宿泊定員を 4 人とする。
- 2 「宿泊定員×2,000 (円)」の合計額が 100,000 円に満たない場合は、支援給付金の額を 100,000 円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項の届出をした施設をいう。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 **北谷町字桑江 226 番地**  
 商号又は名称 **北谷町株式会社**  
 代表者氏名 **北谷 太郎**

支援給付金の額が下限額となる場合

記入例

別紙

対象施設内訳（1枚目）

	① 宿泊施設の名称	③ 宿泊定員 (人)	④ 宿泊定員×2,000 (円)	⑤ 営業許可の 種別
	② 所在地			
1	民宿ちやたん	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2			
2	民宿ちやたん 2	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 3			
3				旅館等・民泊
	北谷町			
4				旅館等・民泊
	北谷町			
5				旅館等・民泊
8				旅館等・民泊
	北谷町			
合計		8	16,000	
支援給付金の額（千円未満切り捨て）			100,000	

支援給付金の下限額（注意事項2）は、100,000円となります。  
 宿泊定員に2,000円を乗じた額の合計が下限額以下の場合は、該当する下限額をご記入ください。  
 ※旅館・ホテル等及び民泊のどちらも営んでいる方も下限額は、100,000円となります。

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1宿泊施設につき宿泊定員を4人とする。
- 2 「宿泊定員×2,000(円)」の合計額が100,000円に満たない場合は、支援給付金の額を100,000円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした施設をいう。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地  
 商号又は名称 北谷町株式会社  
 代表者氏名 北谷 太郎

対象となる宿泊施設を9つ以上持ち、別紙を複数枚使用する場合

# 記入例

別紙

対象施設内訳（1枚目）

	宿泊施設の名称	宿泊定員 (人)	宿泊定員×2,000 (円)	営業許可の 種別
	所在地			
1	北谷ホテル	20	40,000	旅館等・民泊
	北谷町字桑江 226 番地			
2	民宿ちやたん 1	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 101			
3	民宿ちやたん 2	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 102			
4	民宿ちやたん 3	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 103			
5	民宿ちやたん 4	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 201			
6	民宿ちやたん 5	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 202			
7	民宿ちやたん 6	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 203			
8	民宿ちやたん 7	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 301			
合計		48	96,000	
支援給付金の額（千円未満切り捨て）				

## 注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等に  
泊施設につき宿泊定員を  
合計の欄には、  
小計を記入する。
- 2 「宿泊定員×2,000（円）  
円とする。  
円に満たない場合は、支援  
支援給付金の額は、  
最後の別紙に記入する。
- 3 旅館等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可  
また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした施設を  
いう。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地  
商号又は名称 北谷町株式会社  
代表者氏名 北谷 太郎

ページ番号を記入する。

記入例

別紙

対象施設内訳（2枚目）

	宿泊施設の名称	宿泊定員 (人)	宿泊定員×1,600 (円)	営業許可の 種別
	所在地			
1	民宿ちやたん 8	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 302			
2	民宿ちやたん 9	4	8,000	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 303			
3				旅館等・民泊
	北谷町			
4				旅館等・民泊
	北谷町			
5				旅館等・民泊
	北谷町			
6				旅館等・民泊
	北谷町			
7				旅館等・民泊
	北谷町			
8				旅館等・民泊
	北谷町			
合計		56	112,000	
支援給付金の額（千円未満切り捨て）			112,000	

合計には前ページも合計して記入する。

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1 宿泊施設につき宿泊定員を 4 人とする。
- 2 「宿泊定員×2,000 (円)」の合計額が 100,000 円に満たない場合は、支援給付金の額を 100,000 円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をした施設をいう。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地  
商号又は名称 北谷町株式会社  
代表者氏名 北谷 太郎